

(9) 地山補強土工に用いる補強材の設計を適正に行うべきもの【重点監査事項】(指節事項)
 総務局は、表1の契約により、林道上の斜面を安定させる既設法枠(注1)の撤損、老朽化対策として、地山補強土工法(図)により斜面を補強している。

ところで、補強材の設計を行う際には、道路土工切上工・斜面安定工指針(平成21年 日本道路協会)に準拠することとしており、指針では、地質条件を明らかにするため、現地において簡易貫入試験(注2)等による調査を行うとされている。

しかしながら、本契約の設計図面と補強材(注3)の設計計算について見ると、設計段階において、地山補強土工法に用いる補強材の設計条件となる地質の種類と層厚を、現地における簡易貫入試験等による調査を実施せずに、層厚が確認できない島全体の地質図などから推定し、補強材の長さを決定している。

このため、補強材の設計条件となる地質の確認が、不十分である。(注4)
 局は、地山補強土工に用いる補強材の設計を適正に行われない。

(総務局(島しょ))

(表1) 契約の概要

契約件名	工期	契約金額
天上山林道災害復旧工事	令和2.10.22～令和3.3.30	45,100,000

(単位：円)

(注1) 法枠

斜面上にモルタル・コンクリートを造成した格子状の枠

(注2) 簡易貫入試験

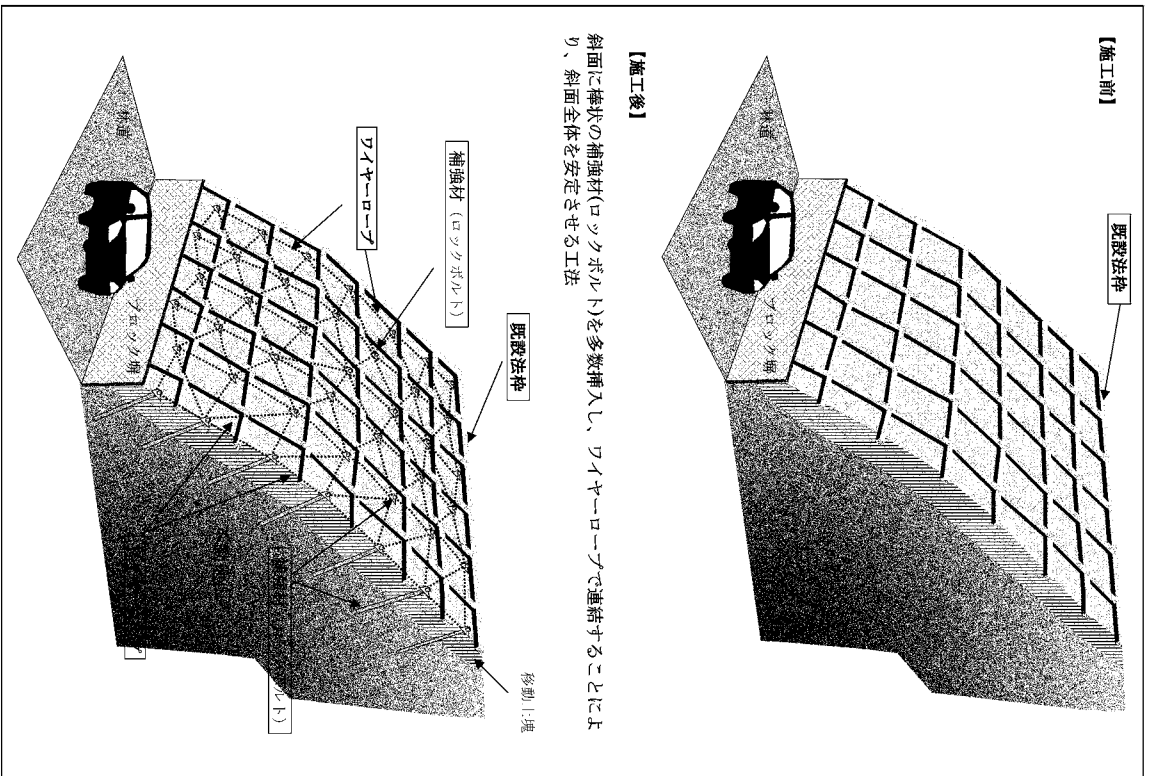
簡易貫入試験は、地盤の強さを調べる簡易調査法の1つで、試験装置が小型で携帯性に優れているため、急傾斜斜面などにおける表層土の調査や斜面崩壊地での風化層の把握、また狭小道においての調査で行われる。

(注3) 補強材

地盤中に穿孔された孔に、剛性の高い棒状の補強材(鉄筋コンクリート用棒鋼)を挿入し、同補強材の全長をセメント系硬化材で地盤に固定する構造で、それらの引張耐力及び引張耐力によって、地盤内部の変形を抑制する斜面安定に用いる材料

(注4) 照査日(令和3年6月28日)現在、斜面の変状は無いものの、今年度中に簡易貫入試験等を実施し、確認する予定である。

(図) 地山補強土工法



【施工後】

斜面上に棒状の補強材(ロックボルト)を多数挿入し、ワイヤーロープで連結することにより、斜面全体を安定させる工法

2 積算

(10) 港湾工事における協会基準及び見積りを用いた積算方法について (意見・要望事項)

港湾局は、表1の契約により、施設の老朽化対策や地震・津波、高潮対策を目的として防備岸や護岸の補強工事を施工から行っている。

このうち、各契約の設計書の代価明細表について見ると、鋼管杭回転圧入工法(注1、図1)や鋼管矢板圧入工法(注2、図2)を用いる作業において、船舶と機械の供用日数について、次の点が認められた。

① 項番1及び項番2の鋼管杭回転圧入作業の積算において、海上で船舶と機械を1連の作業として使用することから、船舶と機械の供用日数は積算1同じとすべきである。しかしながら、鋼管杭回転圧入機本体の供用日数は、局基準がないため施工実績のある会社から取得した見積書を採用し、一方で、圧入機に鋼管ぐいを供給するクレーン付台船等は、東京港内における海上工事の局積算基準(注3、図3)を採用した結果、圧入機本体とクレーン付台船等の供用日数が異なっている。

② 項番2及び項番3の鋼管矢板圧入作業の積算において、局基準がない鋼管矢板圧入機本体及び局基準のあるクレーン付台船等の供用日数について、協会基準(注4)を採用した結果、局積算基準における船舶の供用日数と異なっている。

これら供用日数に整合が図られないこと(図4)により、東京港内で行う圧入工法などの特殊な海上工事について、積算額にばらつきが生じるおそれがある。

局は、港湾工事における協会基準及び見積りを用いた積算方法について検討が望まれる。

(港湾局)

(表1) 契約の概要

項番	契約件名	工期	契約金額
1	平成30年度 辰巳運河(東葉・丁目)内訳護岸(補強)建設及びその他工事	平成31.2.25~令和2.2.28	526,689,000
2	令和2年度 北前堀防潮堤建設工事	令和2.9.14~令和3.9.30	669,900,000
3	令和2年度 朝潮運河(勝どき二、四丁目)内訳護岸建設工事(その1)	令和2.10.7~令和4.2.25	856,570,000

(単位:円)

(注1) 鋼管杭回転圧入工法

加圧による静荷重により騒音や振動を抑え、地盤を乱さず杭材を傷めることなく一本一本の支持力を確認しながら鋼管杭を回転させながら施工する工法

(注2) 鋼管矢板圧入工法

油圧による静荷重により騒音や振動を抑え、地盤を乱さず杭材を傷めることなく一本一本の支持力を確認しながら鋼管矢板を施工する工法

(注3) 局積算基準における船舶の供用日数

船舶が現場に搬入から搬出されるまでの日数

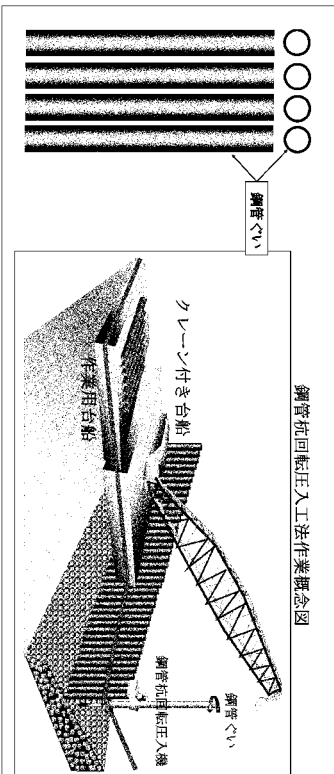
船舶の供用日数=作業船の重転日数×1.65

作業船の重転1日当たりの船舶の供用日数は、1.65日

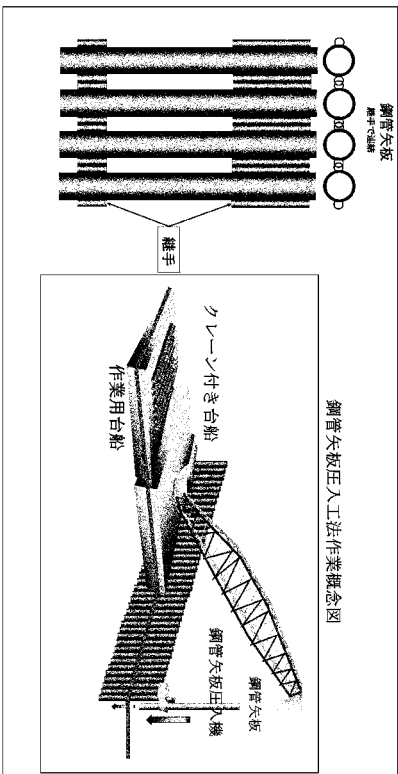
(注4) 協会基準

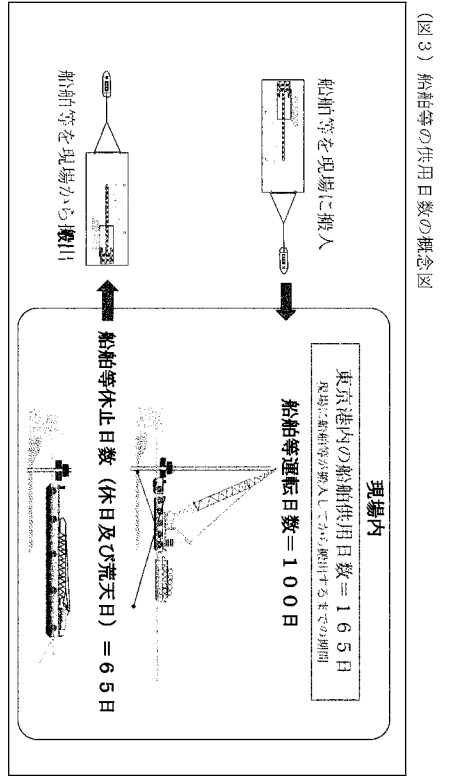
一般社団法人全国圧入協会が定めている鋼管矢板圧入工法標準積算資料(水上施工)のこ

(図1) 鋼管ぐい



(図2) 鋼管矢板





(図4) 供用日数に整合が図られていない

① 項番1及び項番2		
鋼管矢板圧入工 (1日当り)	数量	単位
鋼管矢板圧入機	1.45	供用日
クローラクレーン	1.65	供用日
台船 (クレーン付台船用)	1.65	供用日
引鉄(鋼索)	1.65	供用日
台船	1.65	供用日

見積り

同一船団内の作業船舶等で、供用日数が1.45と1.65で異なっている。

局積算基準

② 項番2及び項番3		
鋼管矢板圧入工 (1日当り)	数量	単位
材料・労力/形状・寸法・規格		
鋼管矢板圧入機	1.45	供用日
クレーン付台船46~50t吊	1.45	供用日
台船	1.45	供用日

協会基準の供用日数は、1.45だが、局積算基準で定めている東京港内の船舶の供用日数の1.65と異なっている。

(11) 浄水施設における建築工事の積算を適正に行うべきもの (指前事項)

水道局は、表1の契約により、浄水施設の整備を土木工事及び建築工事の合作工事で行っている。

このうち、建築工事の積算について見ると、本契約の起工決定日が令和元年6月17日であることから直近の令和元年6月1日付局積算標準単価を適用すべきところ、誤って、平成30年10月1日付局積算標準単価で積算が行われている。

このため、積算額約6.4万円が過少なものとなっている。

このことについて局は、建築用積算ソフトにおいて、標準単価を直近のものに入れ替える作業を行っていたが、専門職以外の職員が作業を行っており、操作方法の習熟が不十分であったことなどから、適用すべき単価に入れ替わらなかったとしている。

しかしながら、当該建築用積算ソフトの操作方法は、マニュアルに具体的に記載されており、マニュアルを読んだ上で操作すれば、適用すべき単価への入れ替えは適正に行えたはずである。さらに、局は、入れ替え作業後の内訳書に記載されている単価が単価表に掲載される適用すべき単価と一致しているかを確認していない。

局は、浄水施設における建築工事の積算を適正に行われたい。

(水道局)

(表1) 契約の概要

契約件名	工期	契約金額
千ヶ瀬第二浄水所(仮称)整備工事	令和元.9.5~令和5.3.29	1,939,817,000

(単位：円)

(12) 山留めの積算を適正に行うべきもの (指摘事項)
 財務局は、表1の契約により、特別支援学校の校舎の建替えを行っている。

このうち、基礎の施工に当たって、地盤が崩れないように設置する山留め(注1、図)の積算について見ると、鋼材の使用料及び整備費(注2)の算定において、片面に鋼材の積算を乗じるべきところ、誤って鋼材の使用日数を乗じている。

このため、積算額約46.0万円が過大なものとなっている。
 局は、山留めの積算を適正に行われたい。

(財務局)

(表1) 契約の概要 (単位：円)

契約作名	工期	契約金額
都立光明学園(31)北棟改築工事	令和元.6.19～令和3.11.12	2,880,922,000

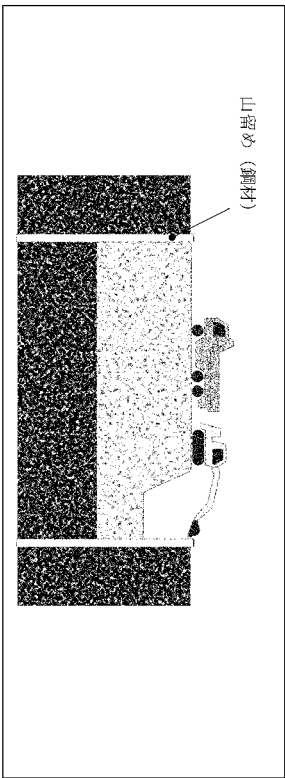
(注1) 山留め

地盤を垂直に掘削する際に、地盤が崩れないように鋼材で土を押しさえること。

(注2) 整備費

引き抜いた鋼材を返却する際に清浄等に要する費用

(図) 山留め



(13) 防水改修工事の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

中央卸売市場は、表1の契約により、大田市場事務棟の最上階である9階屋上及びその塔屋(注)と、途中階である3階建部分の屋上の防水改修工事を行っている。

このうち、積算の数量について見ると、9階屋上及び3階屋上において、施工面積の数量を誤って過少に積算するなどしている。

また、片面について見ると、市場積算標準単価表によれば、同時期に一連の施工が可能な100㎡未満の施工においては割高な小規模単価を適用することができるとされているが、9階屋上塔屋及び3階屋上では、一連の施工ができるにもかかわらず、立上部分において小規模単価を誤って適用し、過大に積算している。

これらにより、積算額約1,003万円が過少なものとなっている。

市場は、防水改修工事の積算を適正に行われたい。

(中央卸売市場)

(表1) 契約の概要 (単位：円)

契約作名	工期	契約金額
31大田市場事務棟屋上防水改修工事	令和2.3.18～令和2.8.31	80,999,600

(注) 塔屋

屋上に突き出した、階段室や機械室などの部分

(14) 諸経費の積算を適正に行うべきもの (指図書事項)
 総務局は、防災無線設備のリニューアル更新にともない、表1の契約により、既設の無線設備の撤去工事を行っている。

ところで、局積算基準（建築工事編）では、諸経費（注1）は、入札公告（注2）に示す開札予定日から工期末日までの期間の日数をもとに設定する積算工期（注3）の長さに応じ、積算すると定めており、本契約の諸経費について見ると、局は、当初、積算工期を10か月として発注準備をした。

その後、「緊急事態措置の実施に伴う工事、設計等委託及び物品買入れ等の契約事務手続きについて」（令和2年4月7日付2期経総第89号）により、公告等を予定していた案件については、緊急事態措置が解除されるまでの間、原則として、案件の公告等は行わないこととしたため、開札予定日が遅れることが判明した。

局は、これを受けて、関係部署と調整を進め、当初の工期末日を必要せず工事が実施できることを確認した上で、起工（注4）した。

しかしながら、開札予定日が68日（2.3か月）遅れたことから、積算工期を7.7か月に変更すべきであったにもかかわらず、当初の積算工期のまま契約手続を進めたため、積算額約157万円が過大なものとなっている。

局は、諸経費の積算を適正に行われたい。

（総務局）

（表1）契約の概要

（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
東京都防災行政無線設備（2）局しよ丹整備に伴う撤去工事	令和2.7.28～令和3.3.15	36,300,000

（注1）諸経費

工事費のうち、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等のこと。

（注2）入札公告

入札の公開情報

（注3）積算工期

諸経費を計算する際に出ている工期。有列数字を小数第1位とした月数で示し、開札予定日から工期末日までの期間の日数をもとに、開札から契約までを考慮し7日を除いた日数を30日/月で除して算定する。

（注4）起工

工事を施行するための決定

(15) 材料費に係る諸経費の積算を適正に行うべきもの (指図書事項)
 建設局は、表1の契約により、新宿駅西口広場の事業者ごとに異なる既存の案内サインを統一し、わかりやすく改善するための改修を行っている。

ところで、局積算基準によれば、諸経費（注1）を含まない材料費は、諸経費算定の対象としていない。

しかしながら、本契約の案内サインの積算について見ると、見積書では材料費に諸経費を含んでいないにもかかわらず、諸経費として算定の対象とすべき共通仮設費（注2）及び現場管理費（注3）の算定が行われていない。

このため、積算額約2,986万円が過少なものとなっている。

このことは、案内サインを、共通仮設費及び現場管理費の算定において対象外としている工場製作品（注4）と取り違えたことによるものである。

局は、材料費に係る諸経費の積算を適正に行われたい。

（建設局）

（表1）契約の概要

（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
新宿駅西口広場案内サイン改修工事（30三—1）	平成30.11.19～令和元.7.31	125,128,800

（注1）諸経費

請負工事費のうち、共通仮設費、現場管理費、一般管理費（注5）のこと（図）。

（注2）共通仮設費

機械等の運搬費、安全費など工事に当たって、工事的目的物の施工に間接的に係る費用

（注3）現場管理費

労務管理、安全訓練など現場で工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費

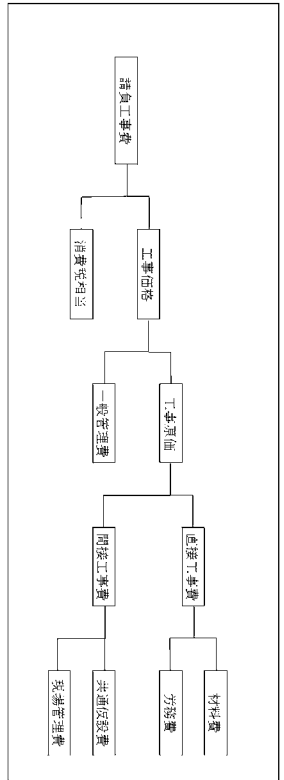
（注4）工場製作品

工場において材料を切断、加工、組立等を行い製作する比較的大型で、材料単価をトン当たり単価として取扱う製品（鋼橋製作工など）

（注5）一般管理費

役員報酬など工事施工に当たる企業の継続運営に必要な費用で、率により積算する。

(図) 1: 工事費の構成概要



3 施工

(16) 防火区画を貫通する電気配線工事の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの

【重点監査事項】(指橋事項)

主税局は、表1の契約により、OAフロアの設置や端末機器等の電源用となる電気配線工事など、教務室内の環境改善を目的とした改修工事を進めている。

このうち、電気配線工事には、火災被害の拡大を抑えるために設けられた防火区画(注1)を貫通する配線工事が含まれている。

ところで、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)においては、配電管(注2)が防火区画を貫通する場合は、当該管と防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならないと定めている。

しかしながら、本契約における電気配線の防火区画貫通部について確認したところ、当該配電管と防火区画との隙間がモルタルその他の不燃材料で埋められず、建築基準法施行令に適合しない施工となっていた。

このことは、火災が発生した場合、防火区画貫通部を介して炎や煙が拡がり、被害を拡大させるおそれがある。(注3)

局は、防火区画を貫通する電気配線工事の施工管理について、受注者を適切に指導・監督されたい。

(主税局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
東京都品川郡税務事務所(1)OAフロア化改修工事	令和元.10.10~令和2.2.25	78,467,400

(注1) 防火区画

火災被害の拡大を抑えるために、建築物を所定の耐火性能を持った床又は壁などで区画したものであり、火災や煙の拡がりを抑え、避難、消火・救助活動を容易にする。

(注2) 配電管

電線を衝撃などから保護することなどを目的とした配管で、金属製や合成樹脂製のものがある。

(注3) 実地監査を受け、令和3年8月に是正済みである。

(17) 管路土留工の施工管理を適切に行うべきもの (指図書事項)

都市整備局は、表1の契約により、豊島区東池袋において補助第81号線の整備に伴う舗装工事及び下水道管布設工事を行っている。

このうち、下水道管の布設のため、道路を掘削する際に地盤が崩れないように設置する管路土留工のうち、当初は軽量鋼矢板を打ち込む工法（注1）としていた箇所を、軽量鋼矢板を建て込む工法（注2）に変更している。

ところで、上木工事標準仕様書では、受注者は、工事の施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならぬとされ、施工記録写真は、施工管理の手段として各工事の施工段階の施工状況、出来形寸法等を撮影することとされている。

しかしながら、本契約の施工計画書について見ると、上留工法を変更した箇所の軽量鋼矢板を建て込む工法について、実際に施工する手順が記載されていなかった。また、局によると監督員が現場で安全性を確認しながら施工したことであるが、工事記録写真を見ると、施工段階ごとの軽量鋼矢板を建て込む状況や出来形が撮影されておらず、管路土留工が現場で安全性を確認しながら施工されたか客観的に確認できない状況であった。

局は、管路土留工の施工管理を適切に行われたい。

(都市整備局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
舗装工事及び下水道管布設工事（31東-4）	令和元.11.18～令和2.7.22	55,645,700

(注1) 軽量鋼矢板を打ち込む工法

掘削する溝の幅に合わせてあらかじめ軽量鋼矢板をくい打機等により打ち込んで設置した後掘削する工法

(注2) 軽量鋼矢板を建て込む工法

一定の深さまで掘削機により掘削を行った後に、軽量鋼矢板を建て込み、所定の深さまで押し込んで軽量鋼矢板を設置する工法

(18) 東京都福祉のまちづくり条例に適合した公園整備を適正に行うべきもの (指図書事項)

環境局は、表1の契約により、自然公園内の施設改修工事を行っている。

ところで、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）では、特定都市施設（注1）である公園を新たに整備及び改修等する場合、施設所有者は、高齢者、障害者を含むすべての人が円滑に利用できるよう定めた整備基準を遵守しなければならないとされている。

このうち、階段の始終端部に近接する踏面には視覚障害者誘導用ブロック（以下「点状ブロック」という。）を敷設し、また階段手すりの端部付近には階段の行先を示す点字シールを貼りつけることと定めている。

しかしながら、本契約の完成図面及び工事記録写真を見ると、当初設計では2か所の階段の始終端部に点状ブロックを敷設することとなっていたが、工事一時中止により工期内に工事が完了したため、設計変更を行い点状ブロックの敷設を取り止めている。

また、当初設計では階段手すりの端部付近に点字シールを貼りつけることになっていたが貼りつけていない。

これらは視覚障害者への安全が確保されていないなど、東京都福祉のまちづくり条例を遵守しておらず適正でない。（注2）

局は、東京都福祉のまちづくり条例に適合した公園整備を適正に行われたい。

(環境局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
平成31年度山のふるさと村施設改修工事	令和2.1.10～令和2.3.31	28,748,500

(注1) 特定都市施設

都市施設に当たる建築物、道路、公園などの施設のうち、東京都規則で定める種類及び規模のもの。すべての公園が対象となる。

(注2) 監査事務局の指針に基づき、別途工事にて是正予定である。

(19) コンクリート構造物の耐久性向上を目的とする強度推定調査を行うべきもの (持補事項)
 建設局は、表1の契約により、階段・エレベーター等昇降施設の基礎及び土の基礎を押しやる擁壁をコンクリートで築造している。

ところで、コンクリート構造物については、局土木工事施工管理基準に示される施工前の材料試験や施工の各種試験などの品質管理を行うこととされている。

さらに、局土木材料仕様書では、コンクリート構造物のうち重要構造物(注1)において、耐久性向上を図ることを目的として、土木コンクリート構造物の品質確保に関する実施要領を定めており、施工完了後にテストハンマーによる強度推定調査(注2)を実施することとしている。これにより、適切な施工が確認できるため、コンクリート構造物の長期にわたる健全性の確保を図ることができる。

しかしながら、各契約の品質管理記録について見ると、項番1の各昇降施設の基礎や項番2の擁壁は重要構造物であり、施工前や施工中のコンクリート構造物に求められる品質管理は行われていないが、施工完了後のテストハンマーによる強度推定調査を実施しておらず適正でない(注3)。

局は、コンクリート構造物の耐久性向上を目的とする強度推定調査を行わたい。

(建設局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	工期	契約金額
1	環2隅田川橋詰昇降施設下部工事 (300一乗2勝とき) その3	平成31.1.21～令和元.12.12	192,642,300
2	綾瀬川(六町地区)築堤工事	令和2.5.1～令和3.3.19	200,974,400

(注1) 重要構造物

局土木材料仕様書では、①高さ5m以上のコンクリート擁壁、②内空断面積が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、③橋梁上部工・下部工(基礎)、④トンネル、⑤高さ3m以上の堰・水門・樋門、⑥その他(①～⑥)に準ずる重要な土木コンクリート構造物)を重要構造物と位置づけている。

(注2) テストハンマーによる強度推定調査

硬化したコンクリートの圧縮強度を簡易的に測定する非破壊検査機器であり、コンクリートにハンマーで打撃を与え、返ってきた衝撃により得られる推定強度が、設計基準強度に達していることを確認する。

(注3) 実地監査を受けて、局は調査できる範囲でテストハンマーによる強度推定調査を行ったところ、所定の強度が確認された。

(20) セメント系固化工材による地盤改良の品質管理を適正に行うべきもの (持補事項)
 建設局は、表1の契約により、上野動物園東園の表門を新築する工事を行っている。このうち、券売ブースを支える地耐力を確保するために、セメント系固化工材による地盤改良を行っている。

ところで、特記仕様書によれば、セメント及びセメント系固化工材を地盤改良に使用する場合は、セメント及びセメント系固化工材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験実施要領(案)(国土交通省通知)(以下「実施要領(案)」という。)に基づき、六価クロム溶出試験(注1)(以下「溶出試験」という。)を実施することとしている。

この実施要領(案)によれば、セメント及びセメント系固化工材を地盤改良に使用する場合は、配合設計の段階で溶出試験の溶出量が土壌環境基準を超えないことを確認すること、さらに、改良する地盤が火山灰質粘性土(注2)の場合は、施工後も溶出試験を実施することとされている。

本作の施工計画書及び溶出試験の実施状況を確認したところ、配合設計の段階での溶出試験については、施工計画書に記載の上、実施し、土壌環境基準未達であることを確認していた。しかしながら、改良する地盤が火山灰質粘性土であるにもかかわらず、施工後の溶出試験については施工計画書に記載されておらず、実施されていなかった。

実地監査を受けて、局が施工後の溶出試験を行ったところ、土壌環境基準未達であることが確認されたが、セメント系固化工材による地盤改良を行う場合には、実施要領(案)に基づき、適正に溶出試験を行う必要がある。

局は、セメント系固化工材による地盤改良の品質管理を適正に行わたい。

(建設局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
上野動物園東門新築工事	令和2.10.28～令和3.12.28	365,079,000

(注1) 六価クロム溶出試験

セメント及びセメント系固化工材を土壌と混合すると、土壌の条件によっては発がん性物質である六価クロムが土壌環境基準を超える濃度で溶出するおそれがあるため、土壌環境基準未達であることを確認する試験

(注2) 火山灰質粘性土

関東ローマなどの火山灰が堆積した土壌

(21) 工事中止に係る設計変更手続を適正に行うべきもの（指図書項）

交通局は、表1の契約により、駅構内コンコース階等を結ぶエレベーターを整備し、駅のバリアフリー化を行っている。

ところで、本契約のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う工事中止の変更設計図書について見ると、次の不適正な点が認められた。

- ① 「交通局における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等について」（令和2年3月3日付31交総第1637号交通局企画担当部長決定）によれば、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に知して工事又は業務の一時中止や工期又は契約期間の延長の意向を書面により確認するとされている。

本契約では、受注者への書面による意向確認に基づく工事の一時中止協定により、令和2年4月20日から同年5月10日までの21日間工事の一時中止(注1)の手續を行った。

しかしながら、設計変更手続について見ると、工事の一時中止期間について、工事中止手續がなされた21日間の他に、この前後において書面によらず口頭のみにより協議された19日間を加えた40日間として設計変更を行っている。

② 局工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編）によれば、中止経費（注2）を見積りにより算定する場合は、受注者から提出される見積りについて妥当性の確認ができる証明書類を提出させ、当該書類に基づき協議することとしている。

しかしながら、見積り内容の協議において工事中止期間中の業務内容の確認は行っていないもの、証明書類を確認しないまま設計変更を行っている。局は、工事中止に係る設計変更手続を適正に行われない。

（交通局）

（表1）契約の概要

（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
大江戸線青山一丁目駅エレベーター設置土木・建築その他工事	平成30.2.13～令和2.7.31	1,810,407,200

（注1）工事の一時中止

工事契約約款第19条（工事の中止）では、受注者の責めに帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認めるとき、発注者は、工事の中止について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

（注2）中止経費

施工を一時中止させた場合に必要があると認められる経費

(22) 道路規制に伴う復旧の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの（指図書項）

下水道局は、表1の契約により、道路に埋設されているを柵化した下水道管等の再構築や耐震化を行っている。

このうち、下水道管の取替えにおいては、道路を掘削し、埋設されている下水道管を新しい管に取り替えた後、路床と路床（注1）を土で埋戻し、舗装を行い、道路を復旧するものである（図）。

ところで、各契約を見ると、次のとおりであった。

ア 道路復旧材料の品質管理について

局土木工事施工管理基準では、品質管理は、公道の場合は各道路管理者の基準によると定められており、項番1の道路管理者の道路占有工事要綱では、埋戻しの土及び路盤材料は、現場で締固め度（注2）試験（以下「試験」という。）を行い、アスファルト舗装については、採取したコア（注3）により試験室で試験を行い、完了の検査を受けるものとしている。また、工事記録の確認は、写真等によって行うこととし、写真撮影は、「工事記録写真撮影基準（東京都建設局）」に準拠し、試験の状況を十分確認できるものとしており、現場で採取したコアと試験を実施したコアが同一であることを確認するため、コアの採取状況を全数撮影することとしている。

しかしながら、項番1の品質管理について見ると、次の不適正な点が認められた。

- ① 路体及び路床の埋戻しの土は、施工計画書に試験内容が記載されているものの、試験が実施されていない。
- ② 路盤材料は、施工計画書に試験内容が記載されておらず、試験も実施されていない。
- ③ アスファルト舗装は、試験を実施しているものの、コアの採取状況の写真がないため、現場で採取したコアと試験を実施したコアが同一であるか確認できない。

イ 埋戻しの施工管理について

局標準仕様書では、受注者は埋戻しに当たり、路体は、層の仕上げ厚3.0cm以下を基本として、路床にあつては2.0cm以下を基本として、十分締め固めながら、埋め戻さなければならないと定めている。

しかしながら、項番2の工事記録写真について見ると、路体について、一層の仕上げ厚が3.0cm以下であること及び十分締め固めながら埋戻したことを確認できる写真が撮影されていない。

監査日（令和3年6月22日）現在、舗装の落ち込みや破損はないものの、各基準に基づき適正に施工管理する必要がある。

局は、道路の復旧に伴う施工管理について受注者を適切に指導・監督されたい。

（下水道局）

(表1) 契約の概要

(単位：円)

項目	契約件名	工期	契約金額
1	新宿区馬場下町、戸塚町一丁目付近再構築その2工事	平成31.4.24～令和3.1.15	389,906,000
2	中央区日本橋茅場町：丁目、日本橋：丁目付近管路前築化工事	令和元.6.6～令和2.7.7	179,608,000

(注1) 路体と路床

路床は路盤の下約1mの部分で、路体は路床の下の部分(図)

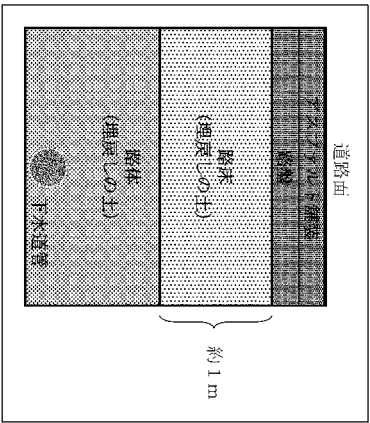
(注2) 縮固め度

舗装や埋戻し等を使用する材料を縮固めた程度を表す指標。現場で縮固めた密度と各材料を規定の方法で縮固めた密度の比を百分率で表したものである。

(注3) コア

アスファルト舗装を筒状のカッターで円柱状にくりぬいたもので、縮固め度等の試験や厚さを確認する。

(図) 道路復旧断面の概念図



4 その他

(23) 道路整備及び維持管理における総合治水対策について【重点監査事項】(意見・要望事項)

建設局は、表1の契約により、街路の築造、路面舗修、道路設計及び道路集水すの機能維持を行っている。

ところで、東京都雨水対策基本方針(改定)(以下「基本方針」という。)(注1)では、総合治水対策(注2)の一環として神田川流域などにおいて、流域自治体が共同して流域別計画を策定し、公共施設を対象に雨水流出抑制施設(注3)を設置することとしている。

この基本方針で示されている道路、学校、公園等の公共施設を活用した一時貯留浸透施設等の設置を効率的に進めていくため、都市整備局は公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針(以下「技術指針」という。)を策定している。

そこで、各契約の設計図書等について見ると、次の点が認められた。

- ① 基本方針では、公共施設において流域対策として道路の雨水流出抑制施設の設置を推進するとし、技術指針では、都市型水害等に対応するため、道路浸透ます(図)は、設置箇所の適否について、地下水位が低く、雨水が浸透しやすい地盤であるか、またどの程度の効果があるかなどを検討し、できる限り設置することが望ましいとされている。

しかしながら、項番1、項番2及び項番3においては、道路浸透ます設置についての検討を行わないまま従前と同様の浸透機能のない雨水集水ますとしてしている。

- ② 技術指針では、浸透施設の管理者は、流出抑制機能を保持するために清掃等の維持管理を行うとされ、適切な維持管理を実施していくため、施設台帳、維持管理マニュアル及び維持管理チェックリストを作成し、点検作業の頻度、機能低下時の対応、維持管理体制や、点検、清掃及び補修など維持管理記録を保管するよう努めるとしている。

しかしながら、項番4において、所管する道路浸透ますの維持管理は、他の雨水集水ますと同様に通常の道路巡回により点検し、異常が見られた場合に対応するとしており、施設台帳、維持管理チェックリストはあるものの、技術指針を考慮した維持管理マニュアルが作成されていない。

局は、複数の事務所において総合治水対策に基づく設計や維持管理が行われていなかったことを踏まえ、今後、基本方針に基づいた雨水流出抑制施設の設置についての検討、及び技術指針に基づいた維持管理マニュアルの整備を行うことが望まれる。

(建設局)

(表1) 契約の概要 (単位：円)

項目	契約件名	工期	契約金額
1	街路築造工事(3.1.三ー構1.3.3.阿佐ヶ谷(北))	令和元.9.24～令和2.6.19	144,493,800
2	路面補修工事(3.0.北北の5)	平成30.8.27～令和元.8.2	160,562,520
3	道路詳細設計及び電線共同溝予備修正設計(3.0.北南一三鷹3.4.7.下連雀)	平成31.3.11～令和2.2.17	18,522,000
4	道路側溝舗装委託(三の2)杉並工区	平成31.2.15～令和元.6.28	2,052,000

(注1) 東京都豪雨対策基本方針(改定)

総合的な治水対策を一層推進するために、近年の降雨特性や浸水被害の発生状況などを踏まえ、東京都が平成26年6月に策定した。

(注2) 総合治水対策

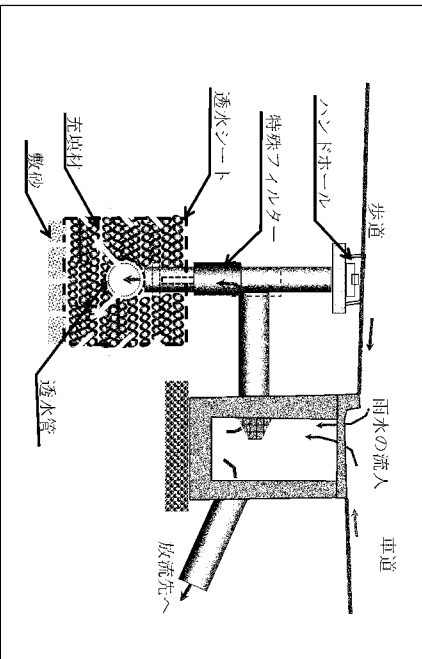
河川整備、下道整備、流域対策に加え、浸水被害に関する情報や災害発生時の体制の整備などハード対策・ソフト対策を含めた施策全般のことである。

このうち、流域対策は全ての公共施設や一部の民間施設などを対象としている。

(注3) 雨水流出抑制施設

雨水の流出を抑制するために流域対策に用いる施設であり、貯留施設と浸透施設に大きく分けられる。貯留施設は、雨水を一時的に貯めて、河川や下水道に排水する施設である。浸透施設は、雨水を直接、地下に浸透させる施設である。

(図) 道路浸透ます概念図



(24) 表面被覆パネルの仕様について設計図書に明記すべきもの [重点監事事項] (指図書)

建設局は、表1の契約により、野川流域の調節池を整備するために施工した地中連続壁(注)表面に、劣化防止等を目的としたコンクリート製の表面被覆パネルを設置している。

ところで、品質基準によれば、設計図書は、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるような施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、明確に作成することとなっている。また、入札参加者がより正確に見積りを行うことができるよう、予定価格算定に伴う具体的な条件等を、提示することとなっている。

さらに、東京都土木工事標準仕様書によれば、工事に使用する材料の品質及び規格等については、設計図書の定めるところによるほか、発注者が別途定める土木材料仕様書によらなければならないと定めている。

しかしながら、本契約の設計図書について見ると、設計図書に表面被覆パネルの外観寸法の記載はあるものの、工事目的を満たす具体的な材質や強度等の仕様が示されていない。また、土木材料仕様書には表面被覆パネルについての記載がない。

このため、入札参加者が正確に見積りを行うことができないおそれがあった。また、結果的には、工事目的を満たす仕様で施工されているものの、適正な品質及び規格等が選定されないおそれがあった。

局は、表面被覆パネルの仕様について、設計図書に明記された。

(建設局)

(表1) 契約の概要

契約件名	工期	契約金額
野川大沢調節池工事(その2)	平成30.6.28～令和2.1.9	1,230,460,320

(注) 地中連続壁

山留や止水を目的とした、地中に築造した壁状の構造物

(25) 公園橋健全度調査を適正に行うべきもの [重点監査事項] (指摘事項)
建設局は、表1の契約により、公園施設の長寿命化推進に当たり、今後の公園橋の補修計画を作成するため、橋梁の損傷か所を把握し評価する健全度調査を行っている。

ところで、局は、公園橋の定期点検及び長寿命化に関する取組み方針(平成29年3月)において、健全度調査で選定する点検要領を、車両通行を想定した橋梁の点検要領(案)(平成27年 東京都建設局)と横断歩道橋の点検要領(案)(平成27年 東京都建設局道路管理部)の2つから、車両通行の有無など個々の公園橋の仕われ方や、規模、構造等により判断し選択するよう定めている。

これは、各点検要領の点検部材や損傷ランク判定(注1)・総合健全度判定(注2)の内容が異なるためである。

しかしながら、各委託報告書を見ると、点検対象には、車両通行を想定した橋梁と歩道橋が混在しており、それぞれの橋で要領を使い分けなければならないにもかかわらず、項番1では、全ての公園橋を横断歩道橋の点検要領(案)のみに準拠し、項番2では全ての公園橋を橋梁の点検要領(案)のみに準拠して総合健全度判定を行っている。

このため、使用状況等を踏まえた点検要領を選択していない公園橋においては、総合健全度判定が適切に行われておらず、今後の補修計画に影響が生じる可能性がある(注3)。局は、公園橋健全度調査を適正に行われたい。

(建設局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	令和2年度第二次公園橋定期健全度調査委託	令和2.11.30～令和3.3.19	8,911,100
2	令和元年度第二次公園橋定期健全度調査委託	令和元.10.15～令和2.2.28	5,225,000

(注1) 損傷ランク判定

橋の部材(か所)ごとに、ひび割れや欠損、腐食など損傷の種類ごとに健全度の度合いを5段階の区分(a損傷が認められない、b損傷が小さい、c損傷がある、d損傷が大きく、e損傷が著しい)で判定する。

(注2) 総合健全度判定

損傷ランク判定より、橋の部材(か所)ごとの重要度を考慮して、橋全体としての評価を行い、点検後の対応を判定する(A健全、Bほぼ健全、Cやや注意、D注意、E危険。A、B、C：日常点検、D、E：必要に応じて動態観測・調査・補修)。

(注3) 実地調査を受けて、局が調査結果を精査し再判定をした結果、A、B、C判定の公園橋をD、E判定に変更する必要はなく、補修計画にも影響は生じなかった。

(26) 梁貫通孔補強の設計及び施工を適切に行うべきもの [重点監査事項] (指摘事項)
港湾局は、表1の契約により、ふ頭機能の再編、強化のため、ふ頭上屋及び事務所棟の新設工事を行っている。

このうち、地中梁(注1)の梁貫通孔補強(注2)についてみると、施工の簡便化を図ることができる評定品(注3)の梁貫通孔補強材を使用している。

ところで、鉄筋コンクリート構造計算規程・同解説(日本建築学会)によれば、評定品はそれらの技術評価条件(注4)に従わなければならないとされており、当該梁貫通孔補強材は、適用範囲を柱面から梁せい(注5)以上離すことを技術評価条件として、評定を取得している。

しかしながら、本契約では次の不適切な点が認められた。

① 構造設計指針・同解説(東京都港湾局)では、構造図面は構造計算結果の検証とこれに基づき設計者の判断を具体化するものであるとされている。

評定品の梁貫通孔補強材を使用する場合は、設計者はその位置等の条件が技術評価条件に適合することを確認のうえ、決定する必要がある。このため、評定品を使用する根拠の示された梁貫通孔の位置も図示することが重要である。

しかしながら、本契約の構造図面を見ると、評定品の梁貫通孔補強材を使用することが明示されているが、梁貫通孔の位置は図示されていない。このため、当該梁貫通孔補強材が技術評価条件に従って使用できるかどうか不明である。

構造図面には、技術評価条件に従って、評定品を使用することが分かるように、梁貫通孔の位置を図示するべきである。

② 工事記録写真を見ると、当該梁貫通孔補強材の技術評価条件に従わずに、柱面から梁せい以上離れていない位置において、当該梁貫通孔補強材を使用している箇所が認められた。このため、改めて当該梁貫通孔補強材の効果を考慮せずに構造計算を行ったところ、建築物の安全性は確認できたが、評定品を使用する場合は、その技術評価条件に従って使用すべきである。

局は、梁貫通孔補強の設計及び施工を適切に行われたい。

(港湾局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
10号ふ頭西上屋(30)新築工事	平成30.4.13～令和3.2.26	3,783,363,600

(注1) 地中梁

地中に埋設された梁で、基礎と基礎をつなぐ。

(注2) 梁貫通孔補強

梁に水道や配管用の孔をあけると梁の強度が弱くなるため、孔の周囲を補強すること

(注3) 評定品
第三者機関において、建築基準法令その他の技術的基準に照らしてその性能を評価された製品

(注4) 技術評価条件
評定品を使用するときを守る必要がある、位置等の条件。この条件に基づいて使用することで、評価された性能を発揮する。

(注5) 梁せい
梁の下面から上面までの高さ

(27) 排水ポンプの基礎ボルトの施工方法について (意見・要望事項)

港務局は、表1の契約により、新たに建設する排水機場において排水ポンプの設置を行っている。

ところで、港務局機械「事件機費（以下「仕様書」という。））によれば、各機器の主要な基礎ボルトや主要な鋼製梁台の基礎ボルトは、原則として構造物の鉄筋に溶接又は結束することとしている。このため、仕様書により施工を行った場合、排水ポンプの設置に関わる基礎ボルトは、構造物の鉄筋に溶接又は結束が必要となる。

一方、局設計基準・同解説においては、排水ポンプの設計にあたって、揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（平成27年2月 河川ポンプ施設技術協会）（以下「ポンプ設備基準」という。）

(注1) に準拠することとなっている。ポンプ設備基準では、排水ポンプの前震計算方法として、箱抜き穴（注2）に基礎ボルトを埋め込む場合について例示しており、本契約では、この例にならって耐震計算を行い施工されていることが認められた。

ポンプ設備基準に基づき施工されていることから、安全性は確保されているものの、基礎ボルトは仕様書の記載と異なり構造物の鉄筋に溶接又は結束されていない。

このことから、今後の排水ポンプ等の施工においても仕様書の記載と異なる可能性がある。局は、排水ポンプの基礎ボルトの施工方法について、仕様書に適用範囲を例示する等の見直しを検討が望まれる。

(港務局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約作名	工期	契約金額
平成29年度辰巳排水機場（再整備）ポンプ設備製作据付工事	平成29.6.8～令和3.7.21	2,616,932,000

(注1) 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（平成27年2月 河川ポンプ施設技術協会）

国土交通省が定めている揚排水ポンプ設備基準に、河川ポンプ施設技術協会が解説や参考資料を記述したもの

(注2) 箱抜き穴

機械据付け用基礎ボルト等を取り付けのため、コンクリート打設前にかじりめ所定の位置に作られた穴や開口のこと

(28) あと施工アンカーの設計及び品質管理を適切に行うべきもの【重点監査事項】(指図書項) 交通局は、表1の契約により、浅草線8駅のプラットフォームにホームドアを設置するため、図1のように既設ホームスラフ(注1)を補強する工事を行っている。

① 設計図面を見ると、図1のように、ホームスラフを補強するために設置する支柱のすれ止めとして、あと施工アンカー(注2)を使用しているが、すれ止めの構造計算を行わず他路線の補換工事で使用したものと同一規格(アンカーボルトの径径)のあと施工アンカーをそのまま1寸でも使用している。当現場は他路線の現場条件と異なる可能性があるにもかかわらず、当現場の条件で構造計算を行っていないため耐久性や経済性を確認できない。また、あと施工アンカーの埋込み長さを図2のように上部約60mm下部100mm設定しているが、その根拠が不明であるため耐久性を確認できない。

② 局上木工事標準仕様書では、受注者は工事の施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならぬと定めている。

しかしながら、本契約の施工計画書を見ると、あと施工アンカーの引抜試験等の品質管理方法について記載されておらず、施工管理記録もないため、あと施工アンカーの強度が確認できない。

局は、あと施工アンカーの設計及び品質管理を適切に行われたい。

(交通局)

(表1) 契約の概要

契約件名	工期	契約金額
浅草線ホームドア設置に伴う西馬込駅外7駅ホーム補強その他工事	令和2.6.8～令和4.8.12	717,200,000

(注1) ホームスラフ

駅舎のプラットフォームホームの床(スラフ)

(注2) あと施工アンカー

既存のコンクリートに鋼材を取り付けるために使用するアンカーボルト

(注3) 監査事務所の指図に基づき、未施工箇所については設計変更にて是正予定である。

(29) 外壁仕上げ工事の設計及び施工を適切に行うべきもの(指図書項)

水道局は、表1の契約により、板橋区立城北公園内外3か所において、震災対策用応急給水施設の改良工事を行っている。このうち、3か所の応急給水槽健康室において、浸水対策を目的として出入口扉を防水扉に取り替えており、これに伴い周囲の外壁仕上げ工事を行っている。ところで、局標準仕様書によれば、外壁タイルはモルタル等の下地面に張付けることとなり、下地の塗装は不要である。

しかしながら、工事写真により、扉周囲の外壁の仕上げを確認したところ、3か所全てで、建具まわりに充填したモルタルに、つや有合成樹脂エマルジョンペイントを塗装した上にタイルを張付けており、適切でない。

このため、発注図書を確認したところ、設計図面及び特記仕様の塗装工事の項目において、外壁の仕上げをつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗装としているが、特記仕様のタイル工事の項目では、外壁タイル張りを指定していた。これは、外壁の仕上げについて、異なる2種類の指定されており、発注図書に齟齬が生じていたこととなる。

局によれば、工事着手後、受注者から塗装の施工箇所についての質疑があったため、現場担当者が設計担当者に確認をしたところ、設計担当者はタイルの下に塗装するよう回答した。これを受け、現場担当者はモルタル下地面に塗装を施した上にタイルを張付けるよう、受注者に指示したとのことである。

これらのことは、設計担当者及び現場担当者が、外壁の仕上げについて十分に理解しておらず、また、専門外の職員で建築工事に不慣れであり、タイル工事の施工方法を把握していなかったことから、生じたものである。

局は、外壁仕上げ工事の設計及び施工を適切に行われたい。

(水道局)

(表1) 契約の概要

契約件名	工期	契約金額
板橋区立城北公園内外3か所震災対策用応急給水施設改良工事	令和3.2.4～令和3.3.31	20,097,000

(30) 学校改修における総合治水対策について [重点監査事項] (意見・要望事項)

教育庁は、表1の契約により、校内のグラウンドや敷地内の劣化した透水性舗装等の雨水流出抑制施設を更新する工事を行っている。

ところで、東京都豪雨対策基本方針(改定)(以下「基本方針」という。)(注1)においては、総合治水対策(注2)の「環」として神田川流域などにおいて、流域自治体が共同して流域別計画を策定し、公共施設を対象に一定規模の雨水流出抑制施設(注3)の設置をすることとしている。

この基本方針で示されている学校、公園等の公共施設を活用した一時貯留施設等の設置を効率内に進めたいため、都市整備局が公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針(以下「技術指針」という。)を策定している。

そこで、各契約の設計図面等について見ると、次の点が認められた。

① 技術指針では、公共施設の新築・建替計画においては、原則として一時貯留・浸透施設等の設置を検討することとされている。また、既設の公共施設については、実効性や緊急性を重視し、効率的に一時貯留・浸透施設等の設置を進めたいために、対策可能な公共施設から対策をしていくこととされている。

これにより、本案件のような、一時貯留・浸透施設が整備されている既設の学校については、貯留・浸透能力の増強の可能性について検討することが求められる。

しかしながら、項番1、項番2、項番3及び項番4においては、基本方針等を考慮していなかったことから、貯留・浸透能力の増強についての検討を行わないまま、従前と同等の浸透能力で雨水流出抑制施設を更新する工事が行われている。項番5においても、同様に設計が行われている。

② 技術指針では、雨水流出抑制施設の設置場所、構造及び設計浸透量、並びに竣工時の浸透量などをとりまとめ、浸透施設台帳として整備し、施設が存在することを確認することに努めるとしており、施設台帳は、施設設置当初の機能を示しておくとともに、老朽化に伴う修繕や施設の形状変更などを行った場合は更新するとしている。更に、維持管理マニュアル及び維持管理チェックリストを作成し、点検作業の頻度、機能低下時の対応、維持管理体制や、点検、清掃及び補修など維持管理記録を保管するよう努めるとしている。

しかしながら、技術指針を考慮していなかったことから、項番1、項番2、項番3及び項番4においては、施設台帳を更新せず建設当初のままとなっている。

また、雨水流出抑制施設について、維持管理情報、補修など通常の維持管理を行っているが、維持管理マニュアルや維持管理チェックリストは作成されていない。

庁は、今後、基本方針に基づいた雨水流出抑制施設の設置についての検討、及び技術指針に基づいた施設台帳や維持管理マニュアル、維持管理チェックリストの整備を行うことが望まれる。

(教育庁)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	工期	契約金額
1	都立西高等学校(31)校庭改修その他工事	令和元.9.3～令和2.2.28	118,274,200
2	都立雪谷高等学校ほか1校(31)テニスコート改修その他工事	令和元.8.28～令和2.1.20	34,998,700
3	都立江東簡菜高等学校(31)校庭その他改修工事	令和元.11.7～令和2.3.13	83,122,600
4	都立江戸川高等学校(2)校庭改修工事	令和2.10.19～令和3.2.24	12,083,335
5	都立小山台高等学校(31)校庭その他改修工事実施設計	令和元.9.30～令和2.2.28	2,585,000

(注1) 東京都豪雨対策基本方針(改定)

総合的な治水対策を一層推進するために、近年の降雨特性や浸水被害の発生状況などを踏まえ、東京都が平成26年6月に策定した。

(注2) 総合治水対策

河川整備、下水道整備、流域対策に加え、浸水被害に関する情報や災害発生時の体制の整備などハード対策・ソフト対策を含めた施策全般のことである。

このうち、流域対策は全ての公共施設や一部の民間施設などを対象としている。

(注3) 雨水流出抑制施設

雨水の流出を抑制するために流域対策に用いる施設であり、貯留施設と浸透施設に大きく分けられる。貯留施設は、雨水を一旦貯めて、河川や下水道に排水する施設である。浸透施設は、雨水を直接、地下に浸透させる施設である。

(31) 産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの (指節事項)

教育庁は、表1の契約により、庁舎の維持管理及び設備点検等を行っている。ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)によれば、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないが、また、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、収集運搬業者又は処分業者にそれぞれ委託しなければならないと定めている。

しかしながら、本契約の雨水貯留槽等清掃時に発生した汚泥の処理について見ると、庁が別に産業廃棄物処理委託契約を締結して産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付すべきところを受託者が庁を排出事業者として交付していることが認められた。汚泥の収集運搬及び処分は許可業者により処理されたものの、庁が産業廃棄物処理委託契約を締結していないことは適正でない。

庁は、産業廃棄物の処理を適正に行われない。

(教育庁)

(表1) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
東京都教職員研修センター建物管理業務委託	令和2.4.1～令和3.3.31	38,720,000

(単位:円)

(別表3) 工事監査実施一覧

対象地 監査期間	実施工事等	対象件数	対象金額
		(件) 実施件数 (4件)	(百万円) 実施金額 (百万円)
総務局 令和3.10.8 ～令和3.10.11	・東京都立大が明海キャンパス(2) 照明設備改修工事 その2 ・都庁防災センター等(7) 通信設備増設工事 ほか	38 14 (36.8%)	630 437 (69.4%)
財務局 令和3.6.29 ～令和3.7.9	・産業交流拠点(仮称)及び八王子合同庁舎(30) 新築工事 ・都立大塚病院(31) 改修空調設備工事 ほか	395 110 (27.8%)	205,307 127,602 (62.2%)
主税局 令和3.4.16 ～令和3.4.20	・東京都品川都税事務所(1) OAフロア改修工事 ・東京都新宿都税事務所ほか3所(31) 照明設備改修工事 ほか	125 18 (14.4%)	1,340 516 (38.6%)
生活文化局 令和3.4.16 ～令和3.4.20	・東京都渋谷公園通りギャラリー(30) 整備工事 ・東京都太田記念館(31) 給排水衛生設備等改修工事 ほか	60 12 (20.0%)	883 551 (64.6%)
福祉保健局 令和3.10.4 ～令和3.10.11	・令和2年度海の森水上競技場補修工事(その4) ・駒沢オリンピック公園総合運動場(2) 体育館大形映像装置改修工事 ほか	34 20 (58.8%)	1,743 1,034 (59.4%)
都市整備局 令和3.10.1 ～令和3.10.5	・街路築造工事及び冠線共同溝設置工事(2日-1) ・晴海大橋補修工事(その1)(2日-1) ほか	195 21 (10.8%)	15,111 2,883 (19.1%)
住宅政策本部 令和3.7.9 ～令和3.10.18	・都営住宅30H-103東(江東区東砂二丁目第2)工事 ・都営住宅30H-106西(多摩市諏訪五丁目)工事その2 ほか	688 104 (15.1%)	135,984 47,979 (35.3%)
環境局 令和3.2.16 ～令和3.2.26	・平成31年度新浜面処分場内貯留池等整備工事 ・令和元年度中防合同庁舎中央監視装置改修工事 ほか	123 28 (22.8%)	2,763 1,875 (67.9%)
産業労働局 令和3.2.16 ～令和3.2.26	・青柳倉庫センター(31) 改築鋼骨設備工事(その2) ・御島災害関連緊急治山工事 ほか	171 30 (17.5%)	3,560 1,660 (46.6%)
中央卸売市場 令和3.1.27 ～令和3.2.1	・築地市場(28) 水産物卸卸売場棟解体工事 ・大田市場(31) 場内換気設備改修工事 ほか	503 78 (15.5%)	18,636 5,176 (27.8%)
建設局 令和3.4.22 ～令和3.10.15	・環状七号線地下広域調節池(右神井川区間)工事 ・境川金森調節池工事その2 ほか	7,023 258 (3.7%)	592,729 252,981 (42.7%)

対象局 実施監査期間	実施工事等	対象件数	対象金額
		(件)	(百万円)
港 湾 局 令和3.2.3 ～令和3.2.19	・10号ふ頭西上房(30)新築工事 ・平成29年度辰巳排水機場(再整備)ポンプ設備製作据付工事 ほか	925 86 (9.3%)	104,669 29,651 (28.3%)
東 京 消 防 庁 令和3.1.20 ～令和3.1.24	・東京消防庁国分寺消防署庁舎(2)改築工事 ・東京消防庁消防学校第一校舎ほか1か所(29)空調設備改修工事 ほか	600 91 (15.2%)	29,819 13,782 (46.2%)
交 通 局 令和3.1.12 ～令和3.1.19	・浅草線・京急本線泉岳寺駅改良(駅工区)土木工事 ・三田線市面の製造 ほか	856 104 (12.1%)	243,670 86,465 (35.5%)
水 道 局 令和3.10.11 ～令和3.10.13	・和田堀給水所2号配水池及び第二配水ポンプ所並びに管廊築造工事 ・東村山浄水場受変電設備構築工事 ほか	20 (37.0%)	20,678 (98.7%)
下 水 道 局 令和3.4.22 ～令和3.7.2	・南部汚泥処理プラント汚泥焼却設備再構築その2工事 ・北多摩二号水再生センターポンプ棟建設及び耐震補強工事 ほか	1,344 83 (6.2%)	281,779 71,305 (25.3%)
教 育 庁 令和3.1.27 ～令和3.2.5	・都立家庭・福祉高等学校(仮称)(31)改修工事 ・都立小石川中等教育学校(2)空調設備改修工事 ほか	818 73 (8.9%)	16,229 5,142 (31.7%)
警 視 庁 令和3.10.1 ～令和3.10.4	・警視庁志村警察署庁舎(30)改築工事 ・警視庁新橋庁舎(2)電力その他設備改修Ⅲ期工事 ほか	1,062 29 (2.7%)	89,627 23,554 (26.3%)
島 しょ 令和3.6.23 ～令和3.6.28	・平成28年度岡田港船客待合所及び津波避難施設新築その他工事 ・平成30年度青ヶ島港護岸(防波)堤及びその他建設工事(その2) ほか	1,999 131 (6.6%)	71,501 21,551 (30.1%)
合 計		17,013 1,310 (7.7%)	1,837,066 714,832 (38.9%)

(注1) 対象件数、対象金額、実施件数及び実施金額には、工事に伴う設計委託等を含む。

(注2) 実施件数及び実施金額欄の() 書きは、それぞれ実施率を表している。

(注3) 島しょの工事監査対象局は、総務局(大島支庁、八丈支庁)、財務局、福祉保健局、産業労働局、建設局、港湾局、教育庁及び警視庁である。

(別表4) 大規模工事等監査実施一覧

対 象 局	実 施 工 事	事業計画等	実施件数(件)	実施金額(百万円)
財 務 局	・都立南花畑学園特別支援学校(仮称)(27)改築工事 ・都庁第一本庁舎(25)給水衛生設備改修工事 ほか	・第二次主要施設10か年維持更新計画 ・都庁舎の設備更新等に關する方針 ほか	24	91,293
建 設 局	・環状七号線地下広域調節池(右神井川区間)工事 ・堀川金森調節池工事その2 ほか	・第三次事業化計画 ・堀川水系河川整備計画 ほか	24	195,616
港 湾 局	・13号地新客船ふ頭(29)建設工事 ・平成29年度辰巳排水機場(再整備)ポンプ設備製作据付工事 ほか	・東京港湾岸保全施設整備計画 ・東京港第8次改訂港湾計画 ほか	3	9,754
中 央 卸 売 市 場	・築地市場(28)水産物部仲卸売場棟解体工事	・東京都卸売市場整備計画(第9次)	1	835
東 京 消 防 庁	・東京消防庁北多摩西部消防署庁舎(31)改築工事 ・東京消防庁消防学校第一校舎ほか1か所(29)空調設備改修工事 ほか	・東京消防庁実行プラン2017 ・第二次主要施設10か年維持更新計画	2	2,986
交 通 局	・浅草線・京急本線泉岳寺駅改良(駅工区)土木工事 ・三田線市面の製造 ほか	・経営計画2019	8	54,628
水 道 局	・和田堀給水所2号配水池及び第二配水ポンプ所並びに管廊築造工事 ・下ヶ瀬第二浄水所(仮称)整備工事	・東京水道経営プラン2021 ・東京水道施設整備マスタープラン ほか	2	19,312

対象局	実施工事	事業計画等	実施件数 (件)	実施金額 (百万円)
下水道局	・千代田区永田町・丁目、港区赤坂 丁目付近再構築その3工事 ・葛西水再生センター汚泥焼却設備再構築工事 (ほか)	・経営計画2021 (ほか)	20	48,715
警視庁	・警視庁中野警察署庁舎(28)改築工事 ・警視庁本部庁舎(31)大規模改修空調設備工事その2 (ほか)	・第2次主要施設10ヵ年維持更新計画	1	4,520
島しょ	・平成28年度岡田港船客待合所及び津波避難施設新築その他工事	・伊豆諸島港湾整備計画	1	2,107
合計			86	429,816

(注) 実施件数、実施金額については、別表3の実施件数、実施金額を含む。

(別表5) 大規模工事等監査報告書
(1) 事業計画等に基づく適切な設計・施工等の確認結果【建設局(小名木川関連工事)】

<総括>
下記対象工事について監査した結果、監査を実施した限りにおいて、不適切な事例は見受けられなかった。

<監査対象事業の概要>

事業名	事業期間	事業目的	対象工事 (契約金額)
小名木川耐震対策事業	平成27年度～平成33年度(令和3年度)	想定される最大級の地震への耐震性を確保するとともに、設備の耐水性を確保する	①小名木川護岸耐震補強工事(その1)(10億9,836万円) ②新小名木川水門耐震補強工事(その1)(11億160万円) ③小名木川排水機易耐震補強工事(30億1,752万円) ④扇橋閘門耐震補強工事(その2)(10億7,967万円) ⑤小名木川護岸耐震補強工事(その4)(12億5,280万円) ⑥小名木川護岸耐震補強工事(その5)(10億3,785万円) ⑦小名木川護岸耐震補強工事(その6)(10億5,930万円)

<地震・津波に対する安全性の向上に向けた対策>

経緯	基本的な考え方	計画期間	整備概要
平成24年8月 地震・津波に伴う水害対策のあり方に関する提言 (地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会) 地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針 (建設局・港湾局・下水道局) 平成24年12月 東部低地帯の河川施設整備計画 (建設局・港湾局) (東京都建設局)	・ワンニチュード8.2の海溝型地震等の想定される最大級の地震が発生した場合においても、浸水防止、門扉の開閉及び排水機能等を保持するよう、耐震対策を実施する。 ・万一地震により防潮堤等が損傷し、その機能が復旧する前に津波や高潮等が発生した場合にも、水門・排水機場等の電気・機械設備が浸水しないよう、耐水対策を実施する。	10年間(平成24年度～平成33年度(令和3年度))	・堤防(防潮堤、護岸)の耐震対策：約86km ・水門、排水機場等の耐震・耐水対策：22施設

<着眼点ごとの監査結果>
令和3年

着眼点	監査結果
・整備計画に基づく護岸及び施設の耐震・耐水対策が実施されているか	整備計画に基づき、鋼管矢板の打設及び河床の地盤改良による護岸の耐震対策、また、コンクリートによる門柱等の巻き立てや設備の高設置化などによる専門の耐震・耐水対策の実施を設計図書や聴取調査にて確認した。
・計画期間と整合が図られているか	このうち、④⑤は工事完了、⑥⑦は施工中である。小名木川耐震対策事業については、令和3年度内に完成する予定であることを確認した。

【参考】 過年

着眼点	監査結果（平成29年）	監査結果（平成30年）
・整備計画に基づく護岸の耐震対策が実施されているか	対象地盤を考慮して構造計算が行われており、その結果を踏まえ、鋼管矢板及び河床の地盤改良による耐震対策が実施されていることを、設計図や出来高管理表等の資料及び聴取調査にて確認した。	耐震対策を施した設計に基づき、工事が完了したことを完了図面及び工事記録写真で確認した。
・整備計画に基づく施設の前震対策が実施されているか	使用部材の強度確認や機器固定用基礎ボルトの精査を行い、耐震対策が実施されていることを、床荷重等の資料及び聴取調査にて確認した。	耐震対策を施した設計に基づき、工事が完了したことを完了図面及び工事記録写真で確認した。
・整備計画に基づく施設の前水対策が実施されているか	電動機等設備の高設置化、水密扉による水密化等の耐水対策が実施されていることを、設計図等の資料及び聴取調査にて確認した。	耐水対策を施した設計により工事が完了したことを完了図面及び工事記録写真で確認した。
・計画期間と整合が図られているか	対象工事の進捗管理が適切に行われ、計画どおりに事業を進めていることを、工程表及び聴取調査にて確認した。	計画どおりの完了、または計画どおりに事業を進めていることを確認した。

(2) 事業計画等に基づく適切な設計・施工等の確認結果
【下水道局（南部スラッジプラント関連工事）】

<総括>
下記対象事業について監査した結果、監査を実施した限りにおいて、不適切な点は見受けられなかった。

<監査対象事業の概要>

事業名	南部スラッジプラント汚泥焼却関連事業
事業期間	令和2年度～令和6年度
事業目的	下水処理場におけるエネルギー・地球温暖化対策を推進することで、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量を削減し、環境負荷の少ない部材の実現に貢献する。
対象工事（契約金額）	①南部汚泥処理プラント汚泥焼却設備再構築その2工事(62億7,000万円)(令和3年監査対象) ②南部汚泥処理プラント汚泥脱水設備その8工事(22億1,100万円)

<南部スラッジプラント汚泥焼却関連事業に関する事業計画等の概要>

経緯	平成26年6月 「スバー」プロジェクト2014J 平成28年2月 「経営計画2016」 平成29年3月 「アーン」プロジェクト2017J 令和3年3月 「経営計画2021」
基本的な考え方	南部スラッジプラントに下記2点を満足するエネルギー自立型焼却炉を導入することで、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量を削減する。 ・廃熱を活用した発電により、必要な電気を自給(①工事) ・水分量を1層削減した脱水汚泥で、燃焼温度の高品位を図り補助燃料が不要(②工事)
計画期間	着手：平成28年度～平成32年度(令和2年度) 完成：令和3年度～令和7年度
事業概要(主な設備)	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水汚泥供給設備(脱水ターキ定基ライダ、脱水ターキ供給ポンプ) ・汚泥焼却炉(汚泥焼却炉：300t/日、始動用ガスバーナ、ガスガン) ・熱交換設備(流動空気を熱器、熱媒ヒータ) ・送風機設備(流動プロロー、誘引プロロー、パーナフアン) ・灰処理設備(ろ過式集塵装置、灰移送コンベヤ、灰ホッパー、灰投入装置) ・排ガス処理設備(排煙処理塔) ・発電設備(発電機ユニット：1,288kW) ・汚泥脱水機(超低温水汚泥脱水機)・・・(②工事)

<着眼点ごとの監査結果> (令和3年は①が対象)

着眼点	監査結果
<ul style="list-style-type: none"> ・事業は計画に則した施設となっているか (①工事が該当) 	<p>今回導入する汚泥焼却炉では、廃熱を活用した発電機が設置されており、運転で必要とする電気が自給できることを、設計図書及び聴取調査にて確認した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・効果的にエネルギーや温室効果ガスを削減する運転計画となっているか (①工事が該当) 	<p>稼働時は発電による電気の自給が常に行えるよう、本事業で設置する汚泥焼却炉を優先的に定格能力 (300 t/日) で運転する計画であることを、聴取調査にて確認した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間と整合が図られているか (①、②工事が該当) 	<p>令和2年度に工事着手し、令和6年度に完成予定であることを、工程表及び聴取調査にて確認した。</p>

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第9項の規定により、令和3年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年3月22日

東京都監査委員 山田 ひろし
 東京都監査委員 中 山 信 行
 東京都監査委員 茂 垣 之 雄
 東京都監査委員 岩 田 喜 美 枝
 東京都監査委員 松 本 正 一 郎

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、都が補助金の交付等をしている団体に対して実施する監査である。今回の監査では、補助等に係る事業が、その目的に沿って適切に行われているか、また、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により団体を所管する局の指導・監督が適切に行われているかについて、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に準拠し、監査を実施した。

2 監査実施団体

今回監査を実施した団体は、表1の2団体である。都は、これらの団体が行う東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場整備に対し、補助金及び負担金の支出を行っている。

（表1） 監査実施団体

団体名	所管局
独立行政法人日本スポーツ振興センター	オリンピック・パラリンピック準備局
公益財団法人日本武道館	

3 監査期間

令和3年10月18日から令和4年1月27日まで

4 監査対象範囲

原則として、平成30年度、令和元年度及び令和2年度の事業を対象に実施した。

5 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、表2のとおりである。

（表2） 主な着眼点

団体	所管局
<input type="radio"/> 補助対象事業は、目的に沿って適切に執行されているか。 <input type="radio"/> 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	<input type="radio"/> 補助対象事業に対する指導・監督は、適切に行われているか。 <input type="radio"/> 団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか。

6 監査の方法

団体及び所管局から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、実地監査による関係書類の閲覧や現場確認、団体及び所管局から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。団体区分ごとの検証・確認項目及び主な確認書類は、表3のとおりである。

（表3） 検証・確認項目等

検証・確認項目	主な確認書類
<input type="radio"/> 補助対象事業の執行状況 <input type="radio"/> 補助金等に係る会計経理、金額算定の状況	補助金交付要綱 負担金に係る協定書 補助金、負担金関係書類 事業計画書 実績報告書 経理関係帳票類

7 技術面からの監査

今回は、補助対象事業である工事について、計画、設計、積算、施工及び維持管理が適正に行われているか、技術面からも併せて監査を実施した。

（表4） 技術面からの監査の主な着眼点

監査実施団体名	主な着眼点
独立行政法人日本スポーツ振興センター	<input type="radio"/> 施設の目的や全体計画に照らして、工事の内容、規模、工法、施工時期等は適切か。 <input type="radio"/> 設計・積算は、基準等に基づき適正に行われているか。 <input type="radio"/> 設計は、安全性、使用性や将来の維持管理のしやすさなどに配慮されているか。 <input type="radio"/> 施工は、設計図書に基づき的確に行われているか。 <input type="radio"/> 設計が現場の実態に適合しない場合の変更協議等は、適時適切に行われているか。
公益財団法人日本武道館	

第2 監査の結果

監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

第3 補助金等交付団体別監査結果

独立行政法人日本スポーツ振興センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的にわたって適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	独立行政法人日本スポーツ振興センター	令和3年10月19日から 同月22日まで	
局	オリンピック・パラリンピック準備局	令和3年10月18日	令和元年度の負担金対象事業

2 団体の概要

設立の目的	設立の目的
スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設立	スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設立
主な沿革	昭和33年4月 国立競技場設立 昭和57年7月 日本学校健康会設立 昭和61年3月 日本体育・学校健康センター設立 (日本学校健康会と国立競技場を統合) 平成18年10月 独立行政法人日本スポーツ振興センター設立 (日本体育・学校健康センターから移行)
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ施設の運営及びスポーツの振興に関する業務 ・ 国際競技力向上のための研究・支援等 ・ 日本のスポーツ情報機能の強化に関する業務 ・ スポーツ振興のための助成業務及びスポーツくじの実施 ・ 災害共済給付業務及び学校安全支援業務 ・ スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する業務
所在地	東京都港区北青山2丁目8番35号

組織	経営戦略室、総務部、財務部、広報室、施設整備室、情報・国際部、スポーツ振興事業部、学校安全部、スポーツ・インテグリティ・ユニット、監査室、国立競技場、スポーツ博物館、ハイレブナーズスポーツセンター、国立登山研修所
人員	役員7名（理事長1名、理事4名、監事2名、うち監事1名は非常勤）職員398名
都との関係	負担金（表1） 392億1,447万余円（令和元年度交付額）

（注）上記数値等は令和3年3月31日現在。

組織については、令和3年4月1日から施設整備室が施設部に変更。

（表1）負担金の交付状況

（単位：千円）

負担金名	根拠	負担対象経費（負担割合）	交付額	
			令和元年度	
新国立競技場整備事業負担金	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）附則第8条の10 新国立競技場の整備に係る財政負担について（平成27年12月22日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議） 新国立競技場の整備に係る東京都の費用負担額及び負担の方法に関する基本協定書 新国立競技場の整備に係る東京都の費用負担額及び負担の方法に関する平成31（2019）年度協定書 	スタジアム本体・周辺整備費、設計・監理等費用及び旧国立競技場の解体工事費（負担割合：1/4）	39,214,473	

第3 監査の結果

1 負担金対象事業の執行に関する事項

本監査では、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JAPAN SPORT COUNCIL。以下「JSC」という。）の負担金対象事業について、主に、事業は目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

また、負担金対象である工事については、本事業に関する事務手続のほか、計画、設計、積算、施工及び維持管理が適正に行われているか技術的な着眼点で抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

（1）事業実績

本負担金対象事業は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のメインスタジアムとなる新国立競技場（以下「競技場」という。）の整備である。

競技場の整備は、当初、平成24年7月から同年11月までJSCが開催した新国立競技場基本構想国際デザイン競技の最優秀者のデザインに基づき設計により行うこととされていた（以下、同デザインに基づき整備計画を「旧整備計画」という。）。しかし、平成25年7月に旧整備計画に基づき工事費の試算額が3,000億円超となることが判明したことなどから、平成27年7月、内閣総理大臣は旧整備計画の白紙化とゼロベースでの見直しを指示した。そして、同月に東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣を議長とする「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）」が設置され、同年8月に新国立競技場の整備計画（以下「新整備計画」という。）が決定された。

新整備計画に基づき、国と都は、競技場の整備に係る財源について検討を進め、平成27年12月の関係閣僚会議において、新国立競技場の整備に係る財政負担は、表2のとおり、分担対象経費は合計で1,581億円程度、分担割合は、国が2分の1、スポーツ振興くじの特定金額が4分の1、都が4分の1と決定した。

平成28年5月、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）が改正され、JSCが行う特定のスポーツ施設の整備に要する費用について、都道府県が一部負担するための根拠規定が設けられた。都は、この改正法附則第8条の10に基づき、平成31年1月に「新国立競技場の整備に係る東京都の費用負担額及び負担の方法に関する基本協定書」を、同年4月には基本協定第2条第3項に基づき「新国立競技場の整備に係る東京都の費用負担額及び負担の方法に関する平成31（2019）年度協定書」をJSCと締結し、都の負担額として算出された392億余円をJSCに対し支出した。

競技場整備の事業主体であるJSCは、新整備計画に基づき、整備期間を極力圧縮するため、平成27年9月に、設計・施工を一貫して行う公募型プロポーザル方式による公募を行い、同年12月に事業者を決定した。競技場本體工事の事業期間は、第1期、第II期あわせて平成28年1月から令和元年11月までとなっている。

(表2) 分担対象経費及び分担割合

財源	国の負担、スポーツ振興くじの特定金額、東京都の負担
分担対象経費	① スタジアム本体及び周辺整備費 (1,550億円程度) ② 設計・監理等費用 (40億円程度) ③ 旧国立競技場の解体工事費 (55億円程度) 上記①～③の合計額1,645億円程度から、以下のア、イの経費を除いた1,581億円程度を対象経費とする。 ア 上下水道工事 (27億円程度) イ 道路上空運結デッキ (37億円程度) 国：スポーツ振興くじの特定金額：東京都 = 2 : 1 : 1
分担割合	国：スポーツ振興くじの特定金額：東京都 = 2 : 1 : 1

第4 負担対象事業の概要

1 事業実績

(1) 新国立競技場整備事業 (令和元年度末現在)

(単位：円)

区分	主な内容	実施期間	分担対象経費(注)
設計・監理等	設計、施工技術検討 (第I期事業) 工事監理、設計意図伝達 (第II期事業)	平成28年1月～平成29年1月 平成28年10月～令和元年11月	3,912,582,960
本体工事等	スタジアム本体・周辺整備 (第II期事業)	平成28年10月～令和元年11月	146,891,210,222
周辺整備のうち先行実施分	明治公園橋等とりこわし 工事 都道暫定線形工事	平成28年2月～令和元年5月	458,284,608
解体工事	旧国立競技場等とりこわし し工事	平成26年1月～平成30年4月	5,595,814,808
分担対象経費合計(A)			156,857,892,598
都の負担額(A×1/4)			39,214,473,149

(注) 分担対象経費から除かれる上下水道工事及び道路上空運結デッキ分の金額を除く。

2 工事

(1) 監査対象とした工事等

監査は、新国立競技場整備事業負担金の対象経費を含む工事及び設計委託等のうち、契約金額が100万円以上の工事等13件(1,605億円)を対象に、3件(1,521億円)を抽出して実施した。

(表3) 監査対象とした契約金額100万円以上の工事等

(単位：件、百万円、%)

項目	件数	金額(税込)(注)
工事及び設計委託等件数	13	160,527
抽出件数	3	152,122
抽出率(%)	23.1	94.8

(注) 契約金額の合計を記載している。

(表4) 主な工事等

(単位：百万円)

工事名	工事概要	契約金額(税込)(注)	工事期間
新国立競技場整備事業(第II期)	新国立競技場整備における設計業務(意図伝達)、工事施工等業務(工事施工)及び工事監理業務	152,062	平成28.10.5～令和元.11.30

(注) 分担対象経費から除かれる道路上空運結デッキ工事費3,687百万円を含んでいる。

3 参考資料

(1) 国立競技場の概要

所在地	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号
敷地面積	約109,800㎡
建築面積	約69,600㎡
延べ面積	約192,000㎡
階数	地上5階、地下2階
高さ	約47m
構造	鉄骨造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造
観客席数	竣工時約60,000席(将来、約80,000席への増設が可能)
新国立競技場整備事業の事業期間	【I期】平成28年1月(設計契約)～平成29年1月(設計完了・引渡し) 【II期】平成28年10月(工事契約)～令和元年11月(工事完成・引渡し)

公益財団法人日本武道館

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人日本武道館	令和3年10月19日から 同月22日まで	平成30年度から令和2年度 までの補助対象事業
局	オリンピック・パラリンピック準備局	令和3年10月18日	までの補助対象事業

2 団体の概要

設立の目的	日本武道館を設立運営し、わが国伝統の武道を国民とくに青少年の間に普及奨励してその精神を高揚し、質実剛健の気風を育成して、わが国民族の発展に寄与するとともに、広く世界の平和と福祉に貢献することを目的として設立
主な沿革	昭和37年1月 財団法人認可 昭和39年10月 開館 平成25年4月 公益財団法人移行
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 日本武道館の総合道場及び研修所等並びに地方武道館の設置運営に関する事業 武道の普及奨励及び武道学園の設置運営に関する事業 武道博物館、同図書館の設置及び古武道の保存に関する事業 武道に関する学術的調査研究に関する事業 武道文化にかかわる普及奨励に関する事業 武道にかかわる出版物等の刊行に関する事業 その他前条の目的を達成するために必要な事業
所在地	東京都千代田区北の丸公園2番3号
組織	事務局（3課、1所）
人員	役員32名（会長1名、理事長1名、理事28名（うち1名は常勤（事務局長兼務））、監事2名）、職員60名

都との関係	補助金（表1）	7億620万余円（平成30年度交付額）	11億8,000万円（令和元年度交付額）	6億5,379万余円（令和2年度交付額）

（注）上記数値等は令和3年3月31日現在

（表1）補助金の交付状況

（単位：千円）

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
オリンピック・パラリンピック・パラリンピック・再整備準備補助金交付要綱	オリンピック・パラリンピック・再整備準備補助金交付要綱	<ul style="list-style-type: none"> 大規模国際競技大会会場としての必要な水準を満たすために行う工事 バリアフリー工事 安全対策に関する工事 災害時の施設の安全性を向上させる工事 （補助率：2/3）	706,202	1,180,000	653,798
計			2,540,000		

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、公益財団法人日本武道館（以下「財団」という。）の補助対象事業について、主に、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどの着眼点から、補助決定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

また、補助対象となる工事については、補助金の交付申請、決定、確定等に関する事務手続のほか、計画、設計、積算、施工及び維持管理が適正に行われているか技術的な着眼点により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要件事項は認められなかった。

(1) 事業実績

本補助事業は、1964年に開催された東京大会の競技会場であった日本武道館を再整備し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の競技会場として活用することで、東京2020大会の会場準備を着実に進め、大会を成功させるとともに、大会後は東京2020大会のレガシーとして東京におけるスポーツ振興を一層推進するため、財団が行う施設整備の取組を支援するものである。

本補助事業では、日本武道館を大規模国際競技大会会場としての必要な水準を満たすために行う中道場の整備等に係る工事に対して補助を行った。また、日本武道館を誰もが利用しやす

い環境に整備するためのバリアフリー工事や観客・選手等の安全対策としての天井補強やアスベスト撤去に関する工事、災害時の施設の安全性を向上させる防火、消防設備等の工事に付して補助を行った。

第4 補助対象事業の概要
1 事業実績等
(単位：千円)

工事種別	実績額			計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
ア 大規模国際大会会場整備工事	1,059,304	1,451,851	818,185	3,329,341
イ バリアフリー工事	-	23,495	189,430	212,925
ウ 安全対策工事	-	136,454	12,864	149,319
エ 災害時の安全性向上工事	-	829,264	418,474	1,247,739
計	1,059,304	2,441,066	1,438,953	4,939,324
補助金額	706,202	1,180,000	653,798	2,540,000

(注) 補助金額は、次のAによる金額と、Bによる金額(予算の範囲内)を比較して少ない方の額とする。なお、各年度ともBによる金額に基づき、補助金を交付している。

A：(工事)※)別の年度ごとの実績額)－(他団体からの助成金)
B：(工事)※)別の年度ごとの実績額)×(補助率(2/3))
※)「オリンピック・パラリンピックレガシー再整備補助金交付要綱 別表1及び2」に掲げる工事をいう。

- 2 工事
(1) 工事概要
- ア 大規模国際競技大会会場としての必要な水準を満たすために行う工事
ウオームアップエリアとしての中道場整備、ホール・会議室・トイレ・搬出入用大型エレベーターの設置等
 - イ 誰もが利用しやすい環境を整備するバリアフリー工事
車椅子スペース・階段手すり・点字ブロッケ等の設置、多機能トイレの増設、誘導サイン・案内サインの改修等
 - ウ 観客・選手等の安全対策に関する工事
アリーナ天井工事、アスベスト撤去工事等
 - エ 災害時の施設の安全性を向上させる工事
防火設備工事、消火設備工事、耐震壁補修工事等

(2) 工事請負金額
86億4,828万5,600円
(うち補助対象工事額 49億3,932万4,770円)

(3) 工事期間
平成30年4月9日から令和2年7月31日まで

3 参考資料
(1) 施設概要

所在地	東京都千代田区北の丸公園2番3号
敷地面積	約193,300㎡
建築面積	本館他 約8,420㎡ 中道場棟 約1,470㎡
延べ面積	本館他 約21,460㎡ 中道場棟 約3,050㎡
階数	本館他 地上3階、地下2階 中道場棟 地上1階、地下2階
最大収容人数	本館他 14,501人

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 二七〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

